

# [自動車保管場所届出書]の記載例

埼玉県警察本

● 届出内容に疑義がある場合は、再度届出をします。  
 ● 届出後の訂正の場合、再度届出をします。  
 ● 三枚目に手数料に相当する額の県証紙を貼ってください。  
 ● 県証紙は警察署窓口にもあります。  
 ● この書類は3枚1組になっております。

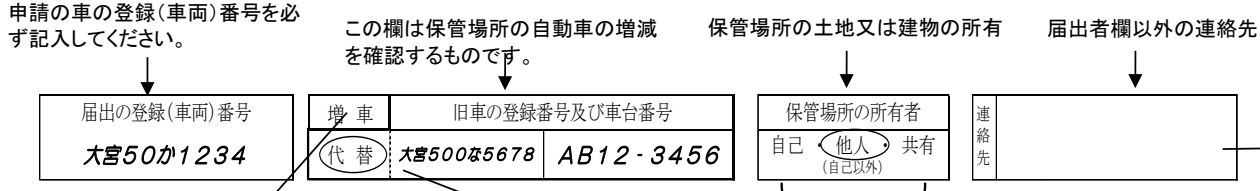
自動車検査証を見ながら正確に記入する。  
 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。  
 (要注意 1とI、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU)  
 なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックして下さい。

軽自動車の保管場所を初めて届出する場合は「新規」に、それ以外は「変更」に○印を付けて下さい。

- 軽自動車の届出の場合は「軽」に、それ以外の登録自動車の場合は「登録」に○印を付けて下さい。
- センチメートル(cm)単位で右詰めに記入する。(ミリ単位は切り捨てる)
- 個人の場合は住所を記入する。法人格の場合は事務所の所在地。(※届出者住所欄と異なる場合は、原則本拠の位置であることを疎明する資料(公共料金の領収書など)の提出が必要になります。)
- 駐車場の所在地を住居表示で記入する。(住居表示がない場合は直近の住居表示)
- 保管場所変更届の場合は、変更前の保管場所を( )内に記入する。
- 届出書の「備考欄4」を参照し、該当する場合に9桁の標章番号を記入する。
- 警察署に提出する年月日を記入する。
- 個人の場合は住民票又は印鑑証明と一致する住所・氏名を記入する。
- 法人格の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。

<例>  
 ・イスズ  
 ・スズキ  
 ・スバル  
 ・ダイハツ  
 ・ホンダ  
 ・マツダ  
 ・三菱

自動車保管場所届出書 (新規・変更)		自動車登録の区分	登録種
車名	型式	車台番号 (左詰めで記入)	自動車の大きさ
000	E-GS130	GS130-70443052	長さ 3.39メートル 幅 1.47メートル 高さ 1.71メートル
自動車の使用の本拠の位置		埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 (OOマンション105号室)	
自動車の保管場所の位置		埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号 (OO駐車場No.5)	旧保管場所番号
※ 保管場所標章番号			
上記の事項について届出をします。			
〇〇警察署長 殿		〇年〇月〇日	
〒 330-0063			
住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 (OOマンション105号室)			
届出者 (印) ニホンタロウ			
氏名 日本 太郎			
電話 000 (000) 0000 番			



**増車に○印をする場合**  
 この申請によって保管場所の収容台数が増加する場合。(登録番号及び車台番号は記入しない)

**代替に○印をする場合**  
 この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合。(出す車の登録番号及び車台番号を記入する)

**添付書類**

- ▲自己の場合 → 自認書を添付する。
- ▲他人の場合 → 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。(親子間、夫婦間は他人とします。)
- ▲共有の場合 → 関係者の使用承諾書を添付する。

● 屋間、連絡をとることがありますので、届出者欄以外に連絡先があれば記入する。